



Title	<翻訳>中華民国（台湾）「刑事訴訟法」（4・完）
Author(s)	胡, 逸維
Citation	阪大法学. 2025, 74(6), p. 179-239
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/100795
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中華民國（台湾）「刑事訴訟法」（4・完）

胡 逸 維

刑事訴訟法 2023（民国112）年12月27日

第一編 総則

- 第一章 法例（第1条—第3条の1）
- 第二章 法院の管轄（第4条—第16条）
- 第三章 法院職員の忌避（第17条—第26条）
- 第四章 弁護士、補佐人及び代理人（第27条—第38条の1）
- 第五章 文書（第39条—第54条）
- 第六章 送達（第55条—第62条）
- 第七章 期日及び期間（第63条—第70条）
- 第八章 被告人の召喚及び勾引（第71条—第93条の1）
- 第八章の一 出国、出港制限（第93条の2—第93条の6）
- 第九章 被告人の尋問（第94条—第100条の3）
- 第一〇章 被告人の勾留（第101条—第121条）（以上、74巻1号）
- 第一〇章の一 一時的な留置（第121条の1—第121条の6）
- 第十一章 搜索及び差押え（第122条—第153条）
- 第十二章 証拠
 - 第一節 通則（第154条—第174条）
 - 第二節 人証（第175条—第196条の1）
 - 第三節 鑑定及び通訳（第197条—第211条の1）
 - 第四節 検証（第212条—第219条）
 - 第五節 証拠保全（第219条の1—第219条の8）
- 第十三章 裁判（第220条—第227条の1）（以上、74巻2号）

第二編 第一審

- 第一章 公訴
 - 第一節 捜査（第228条—第263条）
 - 第二節 起訴（第264条—第270条）
 - 第三節 公判（第271条—第318条）

翻 訳

- 第二章 自訴（第319条—第342条）
- 第三編 上訴
 - 第一章 通則（第344条—第360条）
 - 第二章 第二審（第361条—第374条）
 - 第三章 第三審（第375条—第402条）（以上、74巻5号）
- 第四編 抗告（第403条—第419条）
- 第五編 再審（第420条—第440条）
- 第六編 非常上告（第441条—第448条）
- 第七編 簡易手続（第449条—第455条の1）
- 第七編の一 協議合意手続（第455条の2—第455条の11）
- 第七編の二 没収特別手続（第455条の12—第455条の37）
- 第七編の三 被害者の訴訟参加（第455条の38—第455条の47）
- 第八編 執行（第456条—第486条）
- 第九編 附帯民事訴訟（第487条—第512条）（以上、本号）

第四編 抗告

第403条（抗告権者）

- 1 当事者は、法院の決定に対して不服があるときは、特段の規定があるものを除き、直近上級の法院に抗告をすることができる。
- 2 証人、鑑定人、通訳人及びその他の当事者でない者が決定を受けたときも、抗告をすることができる。

第404条（抗告の制限①）

- 1 判決前の管轄または訴訟手続に関する決定に対しては、抗告をすることはできない。ただし、次の決定は、この限りでない。
 - 一 抗告をすることができる明文の規定があるとき。
 - 二 勾留、保証金を立てること、身元を引き受けること、住居の制限、出国制限、出港制限、搜索、差押えまたは押収物の還付、売却、担保金、身体検査、通信監察（原文：通訳監察）、鑑定のため被告人を病院またはその他の場所に入れる決定及び第105条第3項、第4項によりした禁止または差押えに関する決定。
 - 三 弁護士と被告人との接見または書類の授受を制限する決定。

2 前項第2号、第3号の決定については、執行が終結しても、決定を受けた者は抗告を提起することができ、法院は、執行が終結し実益がないことを理由として却下することができない。

第405条（抗告の制限②）

第三審法院に上告をすることができない事件について、その第二審法院がした決定に対しては、抗告をすることはできない。

第406条（抗告期間）

抗告期間は、特段の規定があるものを除き、10日とし、決定送達後から起算する。ただし、決定が宣告されたときは、宣告後送達前の抗告は、効力を有する。

第407条（抗告提起の方式）

抗告を提起するには、抗告状に抗告の理由を記載し、原審法院に提出してこれを行わなければならない。

第408条（抗告についての処理①）

1 原審法院は、抗告が法律上の方式に合致しない、法律上許容できない、または抗告権の喪失が認められる場合には、決定でこれを却下しなければならない。ただし、それが法律上の方式に合致しない場合であっても、補正することができるときは、期間を定めてまず補正を命じなければならない。

2 原審法院は、抗告を理由があると認めるときは、その決定を更正しなければならないが、全部または一部を理由がないと認めるときは、抗告状の受領後7日以内に抗告法院に送付しなければならないが、意見書を添付することができる。

第409条（抗告の効力）

1 抗告は、裁判の執行を停止する効力を有しない。ただし、原審法院は、抗告法院が決定する前に、決定で執行を停止することができる。

2 抗告法院は、決定で裁判の執行を停止することができる。

第410条（一件記録及び証拠物の送付③）

1 原審法院は、必要があると認めるときは、当該一件記録及び証拠物を抗告法院に送付しなければならない。

2 抗告法院は、必要があると認めるときは、原審法院に当該一件記録及び証拠物の送付を要請することができる。

3 抗告法院は、当該一件記録及び証拠物の受領後10日以内に決定をしなければならない。

第411条（抗告についての処理②）

抗告法院は、抗告に第408条第1項前段の事情があると認める場合には、決定でこれを却下しなければならない。ただし、その事情について補正することができるにもかかわらず、原審法院が補正を命じていないときは、審判長は、期間を定めてまず補正を命じなければならない。

第412条（抗告についての処理③）

抗告法院は、抗告を理由がないと認めるときは、決定でこれを棄却しなければならない。

第413条（抗告についての処理④）

抗告法院は、抗告を理由があると認めるときは、決定で原決定を取り消さなければならない。必要があるときは、自ら決定をする。

第414条（原審法院への通知）

抗告法院の決定は、速やかに原審法院に通知しなければならない。

第415条（再抗告の禁止）

1 抗告法院の決定に対しては、さらに抗告をすることはできない。ただし、次の抗告についてした決定に対しては、さらに抗告を提起することができる。

一 上訴を却下する決定に対して抗告をしたとき。

二 上訴期間を超えたことによる原状回復請求についての決定に対して抗告をしたとき。

三 再審請求の決定に対して抗告をしたとき。

四 第477条の刑を定める決定に対して抗告をしたとき。

五 第486条の疑義または異議申立てについての決定に対して抗告をしたとき。

六 証人、鑑定人、通訳人及びその他の当事者でない者が受けた決定に対して抗告をしたとき。

2 前項ただし書の規定は、第405条により抗告をすることができない決定についてはこれを適用しない。

第416条（準抗告）

1 審判長、受命法官、受託法官または檢察官がした次の処分に対して不服があるときは、処分を受けた者は、その所属する法院にこれを取り消すこと、または変更することを請求することができる。

一 勾留、保証金を立てること、身元を引き受けること、住居の制限、出国制限、出港制限、搜索、差押えまたは押収物の還付、売却、担保金、鑑定のため被告人を病院またはその他の場所に入れる処分、身体検査、通信監察及び第105条第3項、第4項によりした禁止または差押えに関する処分。

二 証人、鑑定人または通訳人を過料に処する処分。

三 弁護人と被告人との接見または書類の授受を制限する処分。

四 第34条第3項が指定した処分。

2 前項の搜索、差押えが取り消されたときは、公判時に法院は差し押さえた物を証拠とすることができないことを言い渡すことができる。

3 第1項の請求期間は、10日とし、処分をした日から起算し、それを送達するときは、送達後から起算する。

4 第409条ないし第414条の規定は、本条についてこれを準用する。

5 第21条第1項の規定は、受託法官がした決定を取り消すこと、または変更することを請求するについてこれを準用する。

第417条（準抗告提起の方式）

前条の請求をするには、書面をもって、不服の理由を記載し、管轄法院に提出してこれを行わなければならない。

第418条（準抗告の決定に対する抗告）

1 法院が第416条の請求についてした決定に対しては、抗告をすることはできない。ただし、その過料の取消しの請求についてしたときは、抗告を提起することができる。

2 本編の規定により抗告を提起することができるにもかかわらず、取消しまたは変更を誤って請求したときは、既に抗告を提起したものとみなし、取消しまたは変更の請求をすることができるにもかかわらず、誤って抗告をしたときは、既に請求があったものとみなす。

第419条（上訴規定の準用）

抗告については、本章に特段の規定があるものを除き、第三編第一章の上訴に関する規定を準用する。

第五編 再審

第420条（利益再審の請求理由①）

1 有罪の判決が確定した後に、次のいずれかの事情があるときは、判決を受けた者の利益のために、再審を請求することができる。

一 原判決が根拠とした証拠物が偽造または変造されたものであったことが証明されたとき。

二 原判決が根拠とした証言、鑑定または通訳が虚偽であったことが証明されたとき。

三 有罪判決を受けた者が虚偽告訴された者であることが証明されたとき。

四 原判決が根拠とした通常法院または特別法院の裁判が確定裁判により変更されたとき。

五 原判決、前審判決または判決前に行った調査に関与した法官、または捜査もしくは起訴に関与した検察官、または犯罪の調査に関与した検察事務官、司法警察官、司法警察が当該事件について職務上の罪を犯したことが証明されたため、または当該事件について違法行為をしたことにより失職し懲戒処分を受けたために、原判決が影響を受けるに足りるとき。

六 新たな事実または新たな証拠を発見し、単独または前の証拠と総合的に判断した結果、有罪判決を受けた者が無罪、免訴、刑の免除または原判決の認めた罪より軽い罪を受けるべきであると認めるに足りるとき。

2 前項第1号ないし第3号及び第5号の事情の証明については、判決により確定されたとき、またはその刑事訴訟の開始または続行の不能が証拠不足によるものでないときに限り、再審を請求することができる。

3 第1項第6号の新たな事実または新たな証拠は、判決確定前に存在していた、または成立していたにもかかわらず、調査、斟酌に至らなかったもの、及

び判決確定後に存在または成立した事実、証拠を指す。

第421条（利益再審の請求理由②）

第三審法院に上告をすることができない事件については、前条の規定を除き、第二審により確定した有罪判決は、判決に影響を及ぼすに足りる重要な証拠についての斟酌が漏れていたときは、判決を受けた者の利益のためにも、再審を請求することができる。

第422条（不利益再審請求の理由）

有罪、無罪、免訴または不受理の判決が確定した後に、次の事情のいずれかがあるときは、判決を受けた者の不利益のために再審を請求することができる。

一 第420条第1号、第2号、第4号または第5号の事情があるとき。

二 無罪または相当の刑より軽い判決を受けたが、訴訟上または訴訟外の自白、または確実な新たな証拠の発見により、有罪またはより重刑の判決を受けるべき犯罪事実があると認めるに足りるとき。

三 免訴または不受理の判決を受けたが、訴訟上または訴訟外の自白、または確実な新たな証拠の発見により、免訴または不受理の原因がないと認めるに足りるとき。

第423条（再審請求の時期）

再審の請求は、刑の執行終了、またはその執行を受けることがなくなったときであっても、これを行うことができる。

第424条（再審請求の期間①）

第421条の規定により、重要な証拠についての斟酌が漏れたことによって再審を請求するときは、判決送達後、20日以内にこれを行わなければならない。

第425条（再審請求の期間②）

判決を受けた者の不利益のために再審を請求する場合は、判決が確定した後に、刑法第80条第1項の期間の⁽⁴⁵⁾2分の1を経過したときは、これを行うことができない。

第426条（再審請求の管轄）

- 1 再審の請求は、判決の原審法院が管轄する。
- 2 判決の一部は控訴されたが、一部は控訴されていない場合に、各部分につ

いて再審を請求するには、第二審法院がその控訴審において確定した部分について再審開始の決定をしたときは、第一審において確定した部分に対する再審の請求は、なお第二審法院がこれを管轄しなければならない。

3 判決が第三審において確認された場合には、当該判決に対する再審の請求は、第三審法院の法官に第420条第1項第5号の事情があることを原因とするときを除き、第二審法院がこれを管轄しなければならない。

第427条（再審請求権者①）

判決を受けた者の利益のために再審を請求するには、次の者がこれを行うことができる。

- 一 管轄法院が対応する検察署検察官。
- 二 判決を受けた者。
- 三 判決を受けた者の法定代理人または配偶者。
- 四 判決を受けた者が死亡したときは、その配偶者、直系の血縁、3親等内の傍系の血縁、2親等内の姻族または家長、家族。

第428条（再審請求権者②）

1 判決を受けた者の不利益のために再審を請求するには、管轄法院が対応する検察署検察官及び自訴人がこれを行うことができる。ただし、自訴人による再審請求は、第422条第1号に規定する事情がある場合に限る。

2 自訴人が行為能力を喪失したとき、または死亡したときは、第319条第1項に挙げられる自訴を提起することができる者は、前項の請求をすることができる。

第429条（再審請求の方式）

再審を請求するには、再審書状をもって、理由を記載し、原判決の謄本及び証拠を添付し、管轄法院に提出してこれを行わなければならない。ただし、原判決の謄本を提出することができないことが釈明され、正当な理由があるときは、なお同時に法院に対してこれを取り寄せることを請求することができる。

第429条の1（弁護士代理人の選任）

- 1 再審を請求するには、弁護士を代理人として委任をすることができる。
- 2 前項の委任は、委任状を法院に提出しなければならないが、この場合において

は、第28条及び第32条の規定を準用する。

3 第33条の規定は、再審を請求する場合についてこれを準用する。

第429条の2（請求人等の通知）

再審を請求する事件については、明らかに必要がない場合を除き、請求人及びその代理人に出頭することを通知し、検察官及び判決を受けた者の意見を聴かなければならない。ただし、正当な理由がなく出頭しないとき、または出頭を希望しない旨の届け出をしたときは、この限りでない。

第429条の3（再審請求の証拠調べ）

1 再審の請求においては、同時にその事由を釈明し、証拠調べを請求することができ、法院は必要があると認めるときは、取調べをしなければならない。

2 法院は、再審請求の理由の有無を確かめるために、職権で証拠を取り調べることができる。

第430条（執行停止の効力①）

再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。ただし、管轄法院が対応する検察署検察官は、再審の決定の前に、停止を命ずることができる。

第431条（再審請求の取下げ）

1 再審の請求は、再審の判決をする前に、これを取り下げることができる。

2 再審の請求を取り下げた者は、同一の原因によりさらに再審を請求することができない。

第432条（上訴の取下げの方式、通知についての準用）

第358条及び第360条の規定は、再審の請求及びその取下げについてこれを準用する。

第433条（再審却下の決定）

法院は、再審の請求の手續が規定に違反すると認める場合には、決定でこれを却下しなければならない。ただし、それが法律上の方式に合致しない場合であっても、補正することができるときは、期間を定めてまず補正を命じなければならない。

第434条（再審棄却の決定）

1 法院は、再審の請求を理由がないと認めるときは、決定でこれを棄却しな

ければならない。

2 請求人または決定を受けた者は、前項の決定に対して不服があるときは、決定送達後10日以内に抗告をすることができる。

3 第1項の決定がなされた後、同一の原因によりさらに再審を請求することはできない。

第435条（再審開始の決定）

1 法院は、再審の請求を理由があると認めるときは、再審開始の決定をしなければならない。

2 前項の決定をした後に、決定で刑の執行を停止することができる。

3 第1項の決定に対しては、3日以内に抗告をすることができる。

第436条（再審の審判）

再審開始の決定が確定した後に、法院は、その審級の通常手続により、さらに審判をしなければならない。

第437条（口頭弁論を経ない判決④）

1 判決を受けた者が死亡した場合に、その利益のために再審を請求する事件については、口頭弁論を行わず、検察官または自訴人が書面をもって意見を陳述した後直ちに判決をしなければならない。ただし、自訴人が行為能力を喪失した場合、または死亡した場合には、第332条に規定する訴訟を承継することができる者は、1ヶ月以内に、法院に訴訟を承継することを請求することができる。訴訟を承継する者がおらず、または期間を超えても承継しないときは、法院は、直ちに判決をする、または検察官に意見を陳述することを通知することができる。

2 判決を受けた者の利益のために再審を請求する事件については、判決を受けた者が再審の判決をする前に死亡したときは、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定によってした判決は、上訴をすることができない。

第438条（不利益再審手続の終結）

判決を受けた者の不利益のために再審を請求する事件については、判決を受けた者が再審の判決をする前に死亡したときは、その再審の請求及び再審に関する決定は、その効力を失う。

第439条（不利益変更禁止の原則②）

判決を受けた者の利益のために再審を請求する事件については、有罪の判決を言い渡すときは、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

第440条（判決書の公報・新聞掲載）

判決を受けた者の利益のために再審を請求する事件については、無罪の判決を言い渡すときは、当該判決書を公報またはその他の新聞に掲載しなければならない。

第六編 非常上告

第441条（非常上告の理由、提起権者）

判決が確定した後に、当該事件の審判が法令に違反したことを発見したときは、最高検察署検察総長は、最高法院に非常上告（原文：非常上訴）を提起することができる。

第442条（非常上告提起の請求）

検察官は、前条の事情があると発見したときは、意見書を添付し、当該一件記録及び証拠物を最高検察署検察総長に送付し、非常上告を提起することを請求しなければならない。

第443条（非常上告提起の方式）

非常上告を提起するには、非常上告書（原文：非常上訴書）をもって、理由を記載し、最高法院に提出してこれを行わなければならない。

第444条（口頭弁論を経ない判決⑤）

非常上告の判決は、口頭弁論を経ずにこれを行う。

第445条（最高法院の調査の範囲）

- 1 最高法院の調査は、非常上告の理由に指摘された事項に限る。
- 2 第394条の規定は、非常上告についてこれを準用する。

第446条（非常上告棄却の判決）

非常上告を理由がないと認めるときは、判決でこれを棄却しなければならない。

第447条（非常上告破棄の判決）

1 非常上告を理由があると認めるときは、それぞれ次の判決をしなければならない。

一 原判決が法令に違反した場合には、その違反の部分を破棄する。ただし、原判決が被告人にとり不利益であるときは、当該事件についてさらに判決をしなければならない。

二 訴訟手続が法令に違反したときは、その手続を破棄する。

2 前項第1号の場合に、裁判権がないと誤認して不受理を言い渡したとき、またはその他被告人の審級の利益を維持する必要があるときは、原判決を破棄し、原審法院が判決前の手続によりさらに審判をすることができる。ただし、原確定判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

第448条（非常上告の判決の効力）

非常上告の判決は、前条第1項第1号ただし書及び第2項の規定によるときを除き、その効力は被告人に及ばない。

第七編 簡易手続

第449条（簡易判決）

1 第一審法院は、被告人の捜査中の自白またはその他の現存の証拠により、その犯罪を認定するに足りるときは、検察官の請求により、通常公判手続を経ず、直ちに簡易判決をもって刑に処することができる。ただし、必要があるときは、刑に処する前に、被告人を尋問しなければならない。

2 前項の事件については、検察官が通常手続によって起訴し、被告人が犯罪を自白し、法院が簡易判決をもって刑に処することを相当と認めるときは、通常公判手続を経ず、直ちに簡易判決をもって刑に処することができる。

3 前2項の規定により下す刑は、刑の執行猶予、罰金もしくは社会労働に換刑する（原文：易服社会労働）ことができる有期懲役または拘留、罰金に限る。

第449条の1（簡易廷）

簡易手続の事件については、簡易廷がこれを行うことができる。

第450条（併科処分）

- 1 簡易判決をもって刑に処するときは、没収を併科する、またはその他の必要な処分をすることができる。
- 2 第299条第1項ただし書の規定は、前項の判決についてこれを準用する。

第451条（簡易判決の請求）

- 1 検察官は、事件の情状を斟酌し、簡易判決をもって刑に処することを相当と認めるときは、直ちに書面をもって、請求しなければならない。
- 2 第264条の規定は、前項の請求についてこれを準用する。
- 3 第1項の請求は、起訴と同一の効力を有する。
- 4 被告人は、捜査中に自白したときは、検察官に対して第1項の請求を求めることができる。

第451条の1（検察官の具体的求刑）

- 1 前条第1項の事件については、被告人は捜査中に自白した場合には、検察官に対して、科刑を受け入れられる範囲または刑の執行猶予の言渡しを受け入れられることを表示することができ、検察官は、同意するときは、調書に明記し、直ちに被告人の表示を根拠として、法院に求刑または刑の執行猶予の言渡しをすることを請求しなければならない。
- 2 検察官は、前項の求刑または請求をする前に、被害者の意見を聴き、事情を斟酌し、被害者の同意を得て、被告人に次の各号の事項を命ずることができる。
 - 一 被害者に謝罪すること。
 - 二 被害者に相当の額の賠償金を支払うこと。
- 3 被告人は犯罪を自白したにもかかわらず、第1項の表示をしないときは、公判中に、法院に対しこれを行うことができ、検察官も、被告人の表示により、法院に求刑または刑の執行猶予の言渡しをすることを請求することができる。
- 4 第1項及び前項の場合は、法院は、検察官が求刑または刑の執行猶予の言渡しを請求する範囲内で判決をしなければならない。ただし、次の事情のいずれかがあるときは、この限りでない。
 - 一 被告人の犯した罪が第449条に定める簡易判決で刑に処することができ

る事件に符合しないとき。

二 法院の認定する犯罪事実が明らかに検察官の求刑または請求を根拠とする罪刑の事実と符合しないとき、または公判中にその他の科刑上一罪の犯罪事実を発見し、検察官の求刑が明らかに不当であると認めるに足りるとき。

三 法院が審理した後に、無罪、免訴、不受理または管轄違いの判決を言い渡すべきであると認められるとき。

四 検察官の請求が明らかに不当または公平を欠くとき。

第452条（通常手続の審判）

検察官が簡易判決をもって刑に処する事件については、法院は、第451条の1第4項ただし書の事情があると認めるときは、通常手続を適用してこれを審判しなければならない。

第453条（即時処分）

簡易判決をもって刑に処する事件については、法院は、直ちに処分をしなければならない。

第454条（簡易判決の記載要件）

1 簡易判決には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 第51条第1項の記載事項。
- 二 犯罪事実及び証拠の名称。
- 三 適用すべき罰条。
- 四 第309条各号に挙げられる事項。

五 簡易判決が送達した日から20日以内に控訴を提起することができることの教示。ただし、控訴をすることができないときは、この限りでない。

2 前項の判決書は、簡略方式でこれを作成することができ、認定する犯罪事実、証拠及び適用すべき罰条は、検察官が請求した簡易判決処刑書または起訴状の記載と同様であるときは、これを引用することができる。

第455条（簡易判決正本の送達）

書記官は、簡易判決の原本を受け取った後直ちに正本を作成して送達しなければならないが、この場合においては、第314条第2項の規定を準用する。

第455条の1（簡易判決の救済とその制限）

- 1 簡易判決に対して不服があるときは、管轄の第二審地方法院合議廷に控訴をすることができる。
- 2 第451条の1の請求により言い渡された科刑の判決は、控訴をすることができない。
- 3 第1項の控訴は、第361条を除き、第三編第一章及び第二章の規定を準用する。
- 4 簡易手続を適用する事件についてした決定に対して不服があるときは、管轄の第二審地方法院合議廷に抗告をすることができる。
- 5 前項の抗告は、第四編の規定を準用する。

第七編の一 協議合意手続

第455条の2（協議手続の請求）

1 犯した罪が死刑、無期懲役、主刑が3年以上の有期懲役に当たる罪または高等法院が第一審を管轄する事件を除き、事件が検察官により公訴を提起された場合、または簡易判決による処罰が請求された場合は、第一審の口頭弁論終結前または簡易判決により処罰される前に、検察官は、被害者の意見を聴いた後、直接または被告人、その代理人もしくは弁護人の請求により、法院の同意を経た上で、次の事項については、公判外で協議を行うことができる。この際、当事者双方が合意し、かつ被告人が罪を認めるときは、検察官が法院に対して協議手続により判決をすることを請求する。

一 被告人が科刑及び没収の範囲に同意すること、または執行猶予の宣告に同意すること。

二 被告人が被害者に謝罪すること。

三 被告人が相当の額の賠償金を支払うこと。

四 被告人が公庫に一定の金額を納付し、管轄検察署が、規定により一定の割合を割り振って関連する公益団体または地方自治団体に補助すること。

2 検察官が、前項第2号、第3号の事項について被告人と協議するには、被

害者の同意を得なければならない。

3 第1項の協議期間は、30日を超えてはならない。

4 第1項第4号の割り振りの割合、収支運用及び監督管理弁法は、行政院が司法院と協議し、あらためてこれを定める。

第455条の3（協議手続の取消し、協議手続の請求の取下げ）

1 法院は、前条の請求を受けた日から10日以内に被告人を尋問し、認めた罪名、法定刑及び喪失する権利を告知しなければならない。

2 被告人は、前項の手続が終結する前であれば、いつでも、協議の合意を取り消すことができる。被告人が検察官と協議した内容に違反したときは、検察官は、前項の手続が終結する前であれば、協議手続の請求を取り下げることができる。

第455条の4（協議判決のできない事情）

1 次のいずれかの事情があるときは、法院は、協議判決をすることができない。

一 前条第2項の合意の取消しまたは協議の請求の取下げがあるとき。

二 被告人の協議の意思が自由意志によるものでないとき。

三 協議の合意が明らかに不当または公平を欠くとき。

四 被告人の犯した罪が第455条の2第1項に定める協議判決を請求することができるものでないとき。

五 法院の認定する事実が明らかに協議合意の事実と符合しないとき。

六 被告人にその他の比較的重い罪の科刑上一罪の犯罪事実があるとき。

七 法院が刑の免除、免訴または不受理を言い渡すべきであると認めるとき。

2 前条に定める事情のいずれかがあるときを除き、法院は、口頭弁論を経ず、協議合意の範囲内で判決をしなければならない。法院が協議判決により下す刑は、刑の執行猶予、2年以下の有期懲役、拘留または罰金に限る。

3 当事者に第455条の2第1項第2号ないし第4号の合意がある場合は、法院は、調書または判決書内に記載しなければならない。

4 法院が協議の範囲により判決をするときに、第455条の2第1項第3号、第4号は民事強制執行の債務名義となることができる。

第455条の5（公設弁護人または弁護士の指定）

1 協議の事件については、被告人が有期懲役6ヶ月を超える刑に同意し、かつ刑の執行猶予の言渡しを受けておらず、弁護人の選任のないときは、法院は、公設弁護人または弁護士を弁護人として指定し、協議進行に協力させなければならない。

2 弁護人は、協議手続において、協議の事項について事実上及び法律上の意見を陳述することができる。ただし、被告人が明示する協議の意思に反してはならない。

第455条の6（協議手続の請求の却下）

1 法院は、第455条の2第1項の協議の請求については、第455条の4第1項各号に定める事情のいずれかがあると認めるときは、決定でこれを却下し、通常公判手続、簡易公判手続または簡易手続により審判をしなければならない。

2 前項の決定に対しては、抗告をすることはできない。

第455条の7（不利な証拠としての不採択）

法院が協議判決をしないときは、被告人、その代理人または弁護人の協議中の供述は、本案またはその他の事件について被告人またはその他の共犯の不利な証拠として採択することができない。

第455条の8（簡易判決の記載、正本の送達についての準用）

協議判決書の作成及び送達は、第454条、第455条の規定を準用する。

第455条の9（判決言渡しの調書の送達）

1 協議判決には、書記官のみが主文、犯罪事実の要旨及び処罰条文を判決言渡しの調書に記載し、判決書に代えることができる。ただし、判決を言い渡した日から10日以内に当事者が法院に判決書の交付を請求するときは、法院は、判決書を作成しなければならない。

2 前項の調書の正本または抄本の送達は、第455条の規定を準用し、判決書の送達と同一の効力を有する。

第455条の10（協議判決の救済とその制限）

1 本編によりした科刑の判決は、控訴をすることができない。ただし、第455条の4第1項第1号、第2号、第4号、第6号、第7号に定める事情のい

翻 訳

ずれかがあるとき、または協議判決が同条第2項の規定に違反するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の控訴に対しては、第二審法院の調査は、控訴理由に指摘された事項に限る。

3 第二審法院は、控訴を理由があると認めるときは、原審判決を破棄し、事件を第一審法院に差し戻し、判決前の手続によりさらに審判をさせなければならない。

第455条の11（控訴規定の準用）

1 協議判決の控訴については、本編に特段の規定があるものを除き、第三編第一章及び第二章の規定を準用する。

2 第159条第1項、第284条の1の規定は、協議手続についてこれを適用しない。

第七編の二 没収特別手続

第455条の12（第三者の没収手続への参加請求）

1 財産が没収される可能性のある第三者は、本案の最後の事実審の口頭弁論終結前に、管轄法院に対して、没収手続に参加することを請求することができる。

2 前条の請求をするには、書面に次の事項を記載しなければならない。

一 本案の事由及び被告人の氏名、性別、生年月日、身分証明書類番号またはその他の識別に資するに足りる特徴。

二 没収手続に参加する理由。

三 没収手続に参加する旨の表明。

3 第三者が第1項の請求をしなかった場合は、法院は、必要があると認めるときは、職権で当該第三者に対して、没収手続に参加することを命ずることを決定しなければならない。ただし、当該第三者が、法院または検察官に対して、その財産の没収について異議を申し立てない届け出をするときは、この限りでない。

4 前3項の規定は、自訴手続、簡易手続及び協議手続の事件についてこれを準用する。

第455条の13（第三者の意見陳述の通知）

1 検察官は、第三者の財産を没収すべきであると認める相当な理由があるときは、公訴を提起する前に、当該第三者に通知し、それに意見を陳述する機会を与えなければならない。

2 検察官は、公訴を提起するときに、第三者の財産を没収すべきであると認めるときは、起訴書に当該旨を記載し、直ちに当該第三者に次の事項を通知しなければならない。

一 本案の事由及びその管轄法院。

二 被告人の氏名、性別、生年月日、身分証明書番号またはその他の識別に資するに足りる特徴。

三 没収すべき財産の名称、種類、数及びその他の特定するに足りる事項。

四 没収の理由を構成する事実要旨及びその証拠。

五 管轄法院に対して、没収手続に参加することを請求することができる旨。

3 検察官は、審理中に第三者の財産を没収すべきであると認めるときは、口頭または書面で法院に請求することができる。

第455条の14（請求人等の意見聴取）

法院は、没収手続参加の請求について決定する前に、請求人、本案当事者、代理人、弁護人または補佐人に通知し、それに意見を陳述する機会を与えなければならない。

第455条の15（没収の免除）

1 事件についての証拠調べに要する時間、費用が没収の請求に対して明らかに相当でないときは、検察官または自訴代理人の同意を得た後に、法院は、没収を免ずることができる。

2 検察官または自訴代理人は、本案の最後の事実審の口頭弁論終結までは、前項の同意を取り下げることができる。

第455条の16（没収手続参加の請求についての決定）

1 法院は、没収手続参加の請求が法律上の方式に合致しない、法律上許容で

きない、または理由がないと認める場合には、決定でこれを棄却しなければならない。ただし、それが法律上の方式に合致していない場合であっても、補正することができるときは、期間を定めてまず補正を命じなければならない。

2 法院は、没収手続参加の請求を理由があると認めるときは、許可の決定をしなければならない。

3 前項の決定に対しては、抗告をすることはできない。

第455条の17（第三者参加の決定内容）

法院がした第三者の没収手続参加の決定には、訴訟進行の状況、参加の理由及びその出頭を待たず直ちに没収を言い渡すことができる旨を記載しなければならない。

第455条の18（没収の通常手続）

簡易手続、協議合議手続により行う事件については、法院が第三者の没収手続参加を決定するときは、通常手続を適用して審判する。

第455条の19（参加者の権利）

参加者の財産を没収する事項については、本編に特段の規定があるものを除き、被告人の訴訟上権利の規定を準用する。

第455条の20（公判期日の通知①、書類の送達）

法院は、公判期日を参加者に通知し、その財産を没収する事項に関する書類を送達しなければならない。

第455条の21（参加者の代理人）

1 参加者は、代理人に委任し出頭させることができる。ただし、法院は、必要と認めるときは、本人に出頭することを命ずることができる。

2 第28条ないし第30条、第32条、第33条第1項及び第35条第2項の規定は、参加者の代理人にこれを準用する。

3 第1項の場合に、参加者本人に出頭することを命ずる必要があるときは、これを召喚しなければならず、適法に召喚された上で、正当な理由なく出頭しないときは、これを勾引することができる。

4 第71条、第72条ないし第74条、第77条ないし第83条及び第89条ないし第91条の規定は、前項の参加者の召喚及び勾引についてこれを準用する。

第455条の22（参加者に告知すべき事項）

審判長は、公判期日に、出頭する参加者に次の事項を告知しなければならない。

- 一 没収の理由を構成する事実要旨。
- 二 訴訟の進行状況。
- 三 代理人を委任し、出頭させることができること。
- 四 有利な証拠の取調べを請求することができること。
- 五 本編に別段の規定があるものを除き、その財産を没収する事項については、被告人の訴訟上権利の規定を準用すること。

第455条の23（証拠調べの特例）

没収手続参加の証拠調べは、第166条第2項ないし第6項、第166条の1ないし第166条の6の規定を適用しない。

第455条の24（参加者の弁論）

- 1 参加者の財産を没収する事項の弁論については、第289条の手続が終わった後に、同一の順序によりこれを行わなければならない。
- 2 参加者が、召喚または通知が適法にされた上で、出頭しないときは、その陳述を待たず直ちに判決をすることができ、それが許可を受けず退廷または陳述を拒んだときも、同様である。

第455条の25（没収手続参加の決定の取消し）

法院は、第三者の没収手続参加を決定した後に、参加させるべきでない事情があると認めるときは、原決定を取り消さなければならない。

第455条の26（参加者の没収の判決）

- 1 参加者の財産を没収すべきであると認定するときは、参加者に対して当該財産を没収する判決を言い渡さなければならない。没収すべきでないとき認めるときは、没収を要しない判決を言い渡さなければならない。
- 2 前項の判決には、その裁判の主文、没収を構成する事実及び理由を記載しなければならない。理由には、事件の状況に応じて、事実を認定するについて根拠とする証拠、その没収すべきかどうかを認定する理由、参加者に有利な証拠を採択しない理由及び適用すべき法律を記載しなければならない。
- 3 第1項の没収は、本案と同時に判決をしなければならない。ただし、必要

があるときは、分けてこれを行うことができる。

第455条の27（没収判決の効力）

1 本案の判決に対して上訴を提起するときは、その効力は関連する没収の判決に及び、没収の判決に対して上訴を提起するときは、その効力は本案の判決に及ばない。

2 参加者は、第二審の控訴を提起するときは、原審が認定する犯罪事実及びその財産の没収に関連する部分についてさらに争うことができない。ただし、次の事情のいずれかがあるときは、この限りでない。

一 過失によらず、原審において犯罪事実及びその財産の没収に関連する部分について意見を陳述しなかったとき、または証拠調べを請求しなかったとき。

二 参加者以外の犯罪事実を争うことができる他の上訴権者が、第二審の控訴を提起し、犯罪事実及び参加者の財産の没収に関連する部分について争うとき。

三 原審に第420条第1項第1号、第2号、第4号または第5号の事情があるとき。

第455条の28（公判、上訴及び抗告の規定の準用）

没収手続参加の公判、上訴及び抗告については、本編に特段の規定があるものを除き、第二編第一章第三節、第三編及び第四編の規定を準用する。

第455条の29（没収手続に参加しなかった者の没収判決の取消しの請求）

1 法院の判決により財産の没収が確定した第三者は、過失によらず、没収手続に参加しなかった場合には、没収の確定判決を知った日から30日以内に当該判決を言い渡した法院に対して、取消しを請求することができる。ただし、判決が確定した後5年を超えたときは、これを行うことができない。

2 前項の請求をするには、書面に次の事項を記載しなければならない。

一 本案の事由。

二 言い渡した没収の判決の取消しを請求する理由及びその証拠。

三 不変期間を遵守する証拠。

第455条の30（執行停止の効力②）

没収の確定判決の取消しの請求は、執行を停止する効力を有しない。ただし、

管轄法院が対応する檢察署檢察官は、没収の確定判決の取消しの決定がされる前に、停止を命ずることができる。

第455条の31（没収の確定判決の取消しの請求の意見聴取）

法院は、没収の確定判決の取消しの請求については、請求人、檢察官及び自訴代理人に通知し、それに意見を陳述する機会を与えなければならない。

第455条の32（没収の確定判決の取消しの請求についての決定）

1 法院は、没収の確定判決の取消しの請求が法律上の方式に合致しない、法律上許容できない、または理由がないと認める場合には、決定でこれを棄却しなければならない。ただし、それが法律上の方式に合致しない場合であっても、補正することができるときは、期間を定めてまず補正を命じなければならない。

2 法院は、没収の確定判決の取消しの請求を理由があると認めるときは、決定で没収の確定判決の請求された部分を破棄しなければならない。

3 前2項の抗告法院の決定に対しては、さらに抗告を提起することができる。

4 没収の確定判決の取消しの請求の抗告及び再抗告については、本編に特段の規定があるものを除き、第四編の規定を準用する。

第455条の33（没収の確定判決の取消しの効果）

没収の確定判決の取消しの決定が確定した後に、法院は、判決前の手続によりさらに審判をしなければならない。

第455条の34（単独の没収言渡しの管轄）

単独の没収言渡しについては、檢察官は、違法行為が行われた場所、没収財産の所在地、その財産の所有者の住所、居所または所在地の法院に対してこれを決定することを請求する。

第455条の35（単独の没収言渡しの請求の方式）

前条の請求については、檢察官は、書面をもって、次の事項を記載し、管轄法院に提出してこれを行わなければならない。

一 没収すべき財産の財産所有者の氏名、性別、生年月日、住居所、身分証明書類番号またはその他の識別に資するに足りる特徴。ただし、財産所有者が明らかでないときは、記載を要しない。

二 没収すべき財産の名称、種類、数及びその他没収物または財産上の利益を

特定するに足りる事項。

三 財産没収の原因となった違法事実、証拠及び関連する罰条。

四 単独で没収言渡しとなった理由を構成する事実及び証拠。

第455条の36（単独の没収言渡しの請求についての決定）

1 法院は、単独の没収言渡しの請求が法律上の方式に合致しない、法律上許容できない、または理由がないと認める場合には、決定でこれを棄却しなければならない。ただし、それが法律上の方式に合致しない場合であっても、補正することができるときは、期間を定めてまず補正を命じなければならない。

2 法院は、単独の没収言渡しの請求を理由があると認めるときは、許可の決定をしなければならない。

3 前2項の法院の決定に対しては、さらに抗告を提起することができる。

第455条の37（第三者の没収手続の参加規定の準用）

本編の第三者の没収手続参加に関する規定は、単独の没収言渡しの手続についてこれを準用する。

第七編の三 被害者の訴訟参加

第455条の38（被告事件の手続への被害者等の参加）

1 次の犯罪の被害者は、検察官が公訴を提起した後に、第二審の口頭弁論終結前に、管轄法院に対して、本案訴訟に参加することを請求することができる。

一 故意、過失の犯罪行為により人を死亡させ、または重傷を負わせた罪。

二 刑法第231条（性交及びわいせつ媒介罪）、第231条の1（性的取引強制営利罪）、第232条（性的取引強制営利加重罪）、第233条（未成年者の性交及びわいせつ媒介罪）、第240条（営利目的等略取及び誘拐罪）、第241条（未成年者の営利目的等略取及び誘拐罪）、第242条（被略取者所在国外移送罪）、第243条（被略取者の蔵匿罪）、第271条第1項、第2項、第272条、第273条（義憤殺人罪）、第275条第1項ないし第3項（自殺関与・同意殺人罪）、第278条第1項、第3項、第280条（直系の血縁の尊属の傷害罪）、第286条第1項、第2項（児童及び少年の成長発達に対する妨害罪）、第291条（不同意墮胎罪）、第296条

（奴隷使役罪）、第296条の1、第297条（営利目的等所在国外移送罪）、第298条、第299条、第300条（被略取者引渡し罪）、第328条第1項、第2項、第4項、第329条、第330条（準強盜罪）、第332条第1項、第2項第1号、第3号、第4号、第333条第1項、第2項、第334条第1項、第2項第1号、第3号、第4号、第347条第1項、第3号、第348条第1項、第2項第2号の罪。

三 性的侵害犯罪防止法（原文：性侵害犯罪防治法）第2条第1項に定める罪（刑法第221条ないし第227条、第228条、第229条〔性的自主権を侵害する罪〕、第332条第2項第2号〔強盜強制性交結合罪〕、第334条第2項第2号〔海賊罪強制性交結合罪〕、第348条第2項第1号〔身の代金目的略取強制性交結合罪〕）。

四 人身取引防止法第31条ないし第34条、第36条の罪（性交・使役・臓器摘出等罪）。

五 児童及び少年の性的搾取防止条例（原文：児童及少年性剝削防制条例）第32条ないし第35条、第36条第1項ないし第5項、第37条第1項の罪（児童及び少年性交関与・強制性交等罪）。

2 前項各号の犯罪の被害者が行為無能力者、制限行為能力者、死亡またはその他のやむを得ない事由があり請求することができない場合には、その法定代理人、配偶者、直系の血縁、3親等内の傍系の血縁、2親等内の姻族、家長または家族がこれを行うことができる。ただし、被告人が前述の身分のいずれかであり、他に前述の身分のある者が請求しないときは、被害者の戸籍所在地の直轄市、県（市）政府または財団法人犯罪被害者保護協会（原文：財団法人犯罪被害人保護協会）がこれを行うことができる。被害者の戸籍所在地が明らかでないときは、その住（居）所または所在地の直轄市、県（市）政府または財団法人犯罪被害者保護協会がこれを行うことができる。

第455条の39（訴訟参加の請求）

1 訴訟参加を請求するには、審級ごとに法院に申立書を提出しなければならない。

2 訴訟参加の申立書には、次の事項を記載しなければならない。

一 本案の事由。

翻 訳

二 被告人の氏名、性別、生年月日、身分証明書番号またはその他の識別に資するに足りる特徴。

三 被害者でないときは、被害者との身分関係。

四 本案の訴訟手続に参加する旨の表明及び理由。

第455条の40（訴訟参加の請求の決定）

1 法院は、前条の請求が法律上の方式に合致しない、法律上許容できない、または理由がないと認める場合には、決定でこれを棄却しなければならない。ただし、それが法律上の方式に合致しない場合であっても、補正することができるときは、期間を定めてまず補正を命じなければならない。

2 法院は、検察官、被告人、弁護士及び補佐人の意見を聴き、事件の情状、請求人と被告人の関係、訴訟の進行状況及び請求人の利益を斟酌し、適当と認めるときは、訴訟参加の許可を決定し、適当でないと認めるときは、決定でこれを却下しなければならない。

3 法院は、訴訟参加の許可を決定した後に、許可すべきでない事情があると認めるときは、原決定を取り消さなければならない。

4 前3項の決定に対しては、抗告をすることはできない。

第455条の41（代理人の選任）

1 訴訟参加者は、いつでも、代理人を選任することができる。

2 第28条ないし第30条、第32条の規定は、訴訟参加者の代理人にこれを準用し、第31条第1項第3号ないし第6号、第2項ないし第4項の規定は、訴訟参加者に代理人の選任がないときは、これを準用する。

第455条の42（訴訟書類等の閲覧、抄録等）

1 代理人は、公判中に、一件記録及び証拠物を閲覧し、並びに抄録、複製または録画をすることができる。ただし、代理人が弁護士でないときは、公判中に、一件記録及び証拠物の閲覧、抄録、複製または録画をすることはできない。

2 代理人がおらず、または代理人が弁護士でない訴訟参加者は、公判中に費用を予納し、一件記録及び証拠物の写しの交付を請求することができる。ただし、一件記録及び証拠物の内容が、被告人の起訴された事実と関係がないとき、別件の捜査を妨げるに足りるとき、または当事者、第三者のプライバシーもし

くは業務上の秘密に影響を及ぼすときは、法院は、これを制限することができる。

3 前項ただし書の制限に対しては、抗告を提起することができる。

第455条の43（整理手続の期日の通知）

1 整理手続の期日は、訴訟参加者及びその代理人に通知しなければならない。ただし、通知が適法にされた上で、正当な理由なく出頭しないとき、または出頭を希望しない旨の届け出をしたときは、この限りでない。

2 第273条第1項各号の事項については、法院は、訴訟参加者及びその代理人の意見を聴かななければならない。

第455条の44（公判期日の通知②）

公判期日は、訴訟参加者及びその代理人に通知しなければならない。ただし、通知が適法にされた上で、正当な理由なく出頭せず、または出頭を希望しない旨の届け出をしたときは、この限りでない。

第455条の45（代表者の選定、指定）

1 訴訟参加者が多数の場合は、その中の1人または数人を選定し、全体または一部の訴訟参加者を代表して訴訟に参加することができる。

2 前項の規定により代表者を選定しない場合に、法院が必要と認めるときは、期間を限定して選定を命ずることができ、期間を超えても選定しないときは、職権でこれを指定することができる。

3 前2項により選定または指定された代表者については、これを変更、増加、減少することができる。

4 本編に定める訴訟参加の権利については、選定または指定された代表人がこれを行使する。

第455条の46（証拠調べ後の意見聴取②、証明力を弁論する権利②）

1 一証拠取調べが終わるごとに、審判長は、訴訟参加者及びその代理人に意見の有無を問わなければならない。

2 法院は、訴訟参加者及びその代理人に、証拠の証明力を弁論する適当な機会を与えなければならない。

第455条の47（科刑の範囲についての意見陳述）

審判長は、第289条の科刑に関する手続を行う前に、訴訟参加者、その代理人及び付添人に、科刑の範囲について意見を述べる機会を与えなければならない。

第八編 執行

第456条（裁判の確定と執行）

1 裁判は、保安処分に関するものを除き、確定した後にこれを執行する。ただし、特段の規定がある場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、検察官は、必要なときは、裁判をした法院が一件記録を送付する前にこれを執行することができる。

第457条（裁判の執行指揮）

1 裁判の執行は、裁判をした法院が対応する検察署検察官がこれを指揮する。ただし、その性質については、法院、審判長、受命法官または受託法官が指揮すべきであり、特段の規定がある場合は、この限りでない。

2 上訴、抗告の却下または上訴、抗告の取下げのために下級の法院の裁判を執行すべきときは、上級の法院が対応する検察署検察官がこれを指揮する。

3 前2項の場合において、その一件記録が下級の法院にあるときは、下級の法院が対応する検察署検察官が指揮する。

第458条（執行指揮の方式）

執行の指揮は、指揮書をもって、裁判書、調書の謄本または抄本を添付してこれを行わなければならない。ただし、刑罰または保安処分を執行する以外の指揮について指揮書の作成を要しないときは、この限りでない。

第459条（主刑の執行の順序）

二つ以上の主刑の執行は、罰金を除き、その重いものを先に執行しなければならない。ただし、必要があるときは、検察官は、他の刑を執行することを命ずることができる。

第460条（死刑の判決の一件記録の送付）

死刑を言い渡した判決が確定した後、検察官は、速やかに当該一件記録を司法

行政最高機関に送付しなければならない。

第461条（死刑の執行時期）

死刑は、司法行政最高機関の許可の命令を得なければならず、命令が到達した日から3日以内にこれを執行する。ただし、執行する検察官は、事件の状況が確かに再審または非常上告に合致する理由があると発見したときは、3日以内に、司法行政最高機関に再審査を電請することができる。

第462条（死刑の執行場所）

死刑は、監獄内においてこれを執行する。

第463条（死刑執行の立会い）

- 1 死刑を執行するには、検察官が臨場するとともに、書記官に立ち会いを命じなければならない。
- 2 死刑を執行するには、検察官または監獄の長官の許可を受けたときを除き、刑場内に入ることはできない。

第464条（死刑執行の調書）

- 1 死刑を執行するには、立ち会った書記官が調書を作成しなければならない。
- 2 調書には、検察官及び監獄の長官が署名しなければならない。

第465条（死刑執行の停止）

- 1 死刑の言渡しを受けた者が心神喪失の状態にあるときは、司法行政最高機関の命令によって執行を停止する。
- 2 死刑の言渡しを受けた婦女が懐胎しているときは、その出産まで、司法行政最高機関の命令によって執行を停止する。
- 3 前2項の規定により執行を停止した場合は、その全快または出産後に、司法行政最高機関の命令がなければ、執行することはできない。

第466条（自由刑の執行）

懲役または拘留に処せられた人犯は、法律に別段の規定があるものを除き、監獄内に拘禁し、労役に服することを命ずる。ただし、その情状によって労役に服することを免ずることができる。

第467条（自由刑の執行停止①）

懲役または拘留の言渡しを受けた者について次の事情のいずれかがあるときは、

翻 訳

検察官の指揮によってその全快までまたは当該事故が消滅するまで、執行を停止する。

- 一 心神喪失の状態にあるとき。
- 二 受胎後5ヶ月以上であるとき。
- 三 出産後2ヶ月を経過していないとき。
- 四 現に疾病に罹り、執行によってその生命を保つことのできないおそれがあるとき。

第468条（自由刑の執行停止②）

前条第1号及び第4号の事情によって執行を停止するときは、検察官は、受刑者を病院またはその他の適当な場所に入れることができる。

第469条（刑執行のための召喚等）

1 罰金以外の主刑の言渡しを受けながら勾留されていない場合には、検察官は、執行をする時に、これを召喚しなければならず、召喚しても出頭しないときは、勾引しなければならない。ただし、死刑、無期懲役または2年以上の有期懲役が言い渡され、逃亡するおそれがあると認めるに足りる相当な理由があるときは、直ちに勾引することができる。

2 前項前段の受刑者については、検察官は、第76条第1号及び第2号の規定により直ちに勾引すること、及び第84条の規定によりこれを指名手配することができる。

第470条（財産刑等の執行①）

1 罰金、過料、没収及び没取の裁判は、検察官の命令によってこれを執行する。ただし、罰金及び過料については、裁判を言い渡した後に、裁判を受けた者の同意があり、検察官がその場にいないときは、法官が法廷において執行を指揮することができる。

2 前項の命令は、民事執行の債務名義と同一の効力を有する。

3 罰金及び没収は、受刑者の遺産に対して執行することができる。

第471条（財産刑等の執行②）

1 前条の裁判の執行は、民事裁判を執行する規定を準用する。

2 前項の執行について、検察官は、必要なときは、地方法院民事執行処にこ

れを行うことを囑託することができる。

3 検察官の囑託執行については、執行費の徴収を免ずる。

第472条（没収物の処分）

没収物は、検察官がこれを処分する。

第473条（没収物、追徴の財産の返還、交付等）

1 没収物、追徴の財産については、判決が確定した後1年以内に、権利者が返還を請求した場合、または犯罪によって債権請求権を行使することができる者が債務名義を取得し給付を請求した場合には、破壊または廃棄すべき物を除き、検察官は、これを返還または交付しなければならない、それを売却したときは、売却によって得た代金を交付しなければならない。

2 請求人は、前項の返還、給付に関する執行に対して不服があるときは、第484条の規定を準用する。

3 第1項の売却、分配及び給付について、検察官は、必要なときは、法務部行政執行署に所属する各分署にこれを行うことを囑託することができる。

4 第1項の請求権者、返還または給付を請求する範囲、方式、手続及び検察官が返還または給付することができる範囲及びその他の遵守すべき事項の執行の弁法は、行政院がこれを定める。

第474条（偽造、変造部分の除去、表示）

偽造または変造された物は、検察官が返還するときに、その偽造または変造の部分除去または表示しなければならない。

第475条（押収物の還付不能と公告）

1 押収物の還付を受けるべき者が所在不明またはその他の事故により還付することができない場合は、検察官は、これを公告しなければならない、公告をした日から2年を経過しても還付を請求する者がいないときは、その物は国庫に帰属する。

2 前項の期間内であっても、価値のない物は、これを廃棄することができ、保管に不便な物は、これを売却してその代金を保管することを命ずることができる。

第476条（刑の執行猶予の取消しの請求）

刑の執行猶予の言渡しを取り消すべきときは、受刑者の所在地またはその最後の住所地の地方法院が対応する検察署検察官が、当該法院に対してこれを決定することを請求する。

第477条（刑の更定の請求）

1 刑法第53条及び第54条（併合罪）により刑法第51条第5号ないし第7号の規定（有期懲役、拘留、罰金の併科）によってその執行すべき刑を定めるべきときは、当該事件の犯罪事実については、最後の判決をした法院が対応する検察署検察官は、謄本を整え、当該法院に対してこれを決定することを請求する。法院は、謄本を受け取った後、謄本を受刑者に送達しなければならない。

2 受刑者またはその法定代理人、配偶者も、前項の検察官に対して前項の請求をすることを求めることができる。

3 法院は、第1項の請求に対して、明らかに必要がないとき、または急迫の事情があるときを除き、決定する前に、受刑者に口頭または書面で意見を陳述する機会を与えなければならない。

4 法院は、第1項によりその執行すべき刑を決定するときは、斟酌した事項を記載しなければならない。

第478条（労役免除の執行）

第466条ただし書により労役に服することを免じなければならないときは、執行を指揮する検察官がこれを命令する。

第479条（社会労働、労役換刑の執行①）

1 刑法第41条、第42条及び第42条の1により社会労働⁽⁴⁶⁾または労役⁽⁴⁷⁾に換刑するときは、執行を指揮する検察官がこれを命令する。

2 社会労働に換刑するには、執行を指揮する検察官が、管轄検察署が指定する政府機関、政府機構、行政法人、コミュニティまたはその他の公益の目的に符合する機構もしくは団体に対して、労働を提供することを命令するとともに、履行期間を定める。

第480条（社会労働、労役換刑の執行②）

1 罰金を労役に換刑するときは、懲役または勾留に処せられた人犯と分けて

執行しなければならない。

2 第467条及び第469条の規定は、労役に換刑する場合においてこれを準用する。

3 第467条の規定は、社会労働に換刑する場合においてこれを準用する。

第481条（保安処分の請求）

1 次の刑法第一編第一二章保安処分の事項については、検察官が、当該事件の犯罪事実について最後の判決をした法院に対してこれを決定することを請求する。

一 刑法第87条（監護処分）第3項前段による監護延長の許可、第91条の1第1項（性的自主権及び風俗を害する罪等）による強制治療の実施、第92条第2項による（効果を取ることができないとき）保護観察取消しによる原処分の執行、第99条による人身の自由を制限する処分の執行の許可（執行すべき日から3年を超えて執行を開始または継続しないときは、執行する際に、法院の許可が必要となる）及びその他の人身の自由を制限する保安処分。

二 刑法第86条（感化教育処分）第3項ただし書、第87条第3項ただし書、第88条第2項（麻薬禁絶処分）ただし書、第89条第2項（酒乱禁絶処分）ただし書または第98条第1項前段（先に懲役を執行する場合には、執行終了後または赦免後に、法院が、感化教育処分、監護処分を執行する必要があると認めるとき）によるその処分の執行を免ずること、第91条の1第2項による強制治療の停止、第92条第1項（感化教育・監護・麻薬禁絶・酒乱禁絶・強制作業処分）による保護観察の代替、第93条第2項（仮釈放者）による保護観察付、第98条第1項後段（保安処分の執行が終了し、法院が懲役を執行する必要があると認めるとき）、第2項（麻薬禁絶、酒乱禁絶処分の執行が終了し、懲役を執行する必要があると認めるとき）、第3項（台湾刑訴法第121条の1第1項、第3項前段により一時的な留置の執行が終了し、懲役を執行する必要があると認めるとき）によるその刑の執行を免ずること、第99条による人身の自由を制限しない処分の執行の許可及びその他の人身の自由を制限しない保安処分。

2 検察官は、刑法第18条第1項または第19条第1項により不起訴処分をするときに、保安処分を言い渡す必要があると認める場合は、法院に対してこれを

決定することを請求することができる。

3 法院が裁判時に併せて保安処分を言い渡さなかった場合に、検察官が言い渡す必要があると認めるときは、裁判をした後3ヶ月以内に、法院に対してこれを決定することを請求することができる。

第481条の1（保安処分の請求の方式①）

1 検察官は、前条に挙げられた処分を請求するときは、申立書に理由及び証拠を記載するとともに、申立書の謄本をもって、処分を受けた者に通知しなければならない。

2 法院は、前条の請求が法律上の方式に合致しない、法律上許容できない、または理由がないと認める場合には、決定でこれを棄却しなければならない。ただし、それが法律上の方式に合致しない場合であっても、補正することができるときは、期間を定めてまず補正を命じなければならない。

3 法院は、前条の請求を理由があると認めるときは、許可の決定をしなければならない。

第481条の2（保安処分の請求の方式②）

1 検察官は、刑法第一編第一二章により次の処分を請求するには、正当な事由があるときを除き、次の期間内に管轄法院に対して行わなければならない。

一 刑法第87条第3項前段による監護延長の許可またはその他の人身の自由を制限する保安処分の延長の許可については、遅くとも執行期間終了の2ヶ月前。

二 刑法第91条の1第1項第1号による強制治療の実施については、遅くとも懲役執行期間終了の2ヶ月前。

三 刑法第99条による人身の自由を制限する処分の執行の許可については、遅くとも当該処分を執行することができる期間終了の2ヶ月前。

2 前項の正当な事由は、検察官が請求時にこれを釈明しなければならない。

第481条の3（第481条第1項第1号の処分の請求についての強制弁護及び指定弁護）

1 第481条第1項第1号の請求については、次の事情のいずれかがあり、弁護人の選任がないときは、法院は、公設弁護人または弁護士を指定し、その弁

護をさせなければならず、この場合においては、第31条第2項及び第4項の規定を準用する。

一 心身の障害のため、完全な陳述をすることができない場合。

二 その他法院が必要であると認める場合。

2 第35条の規定は、前項の場合についてこれを準用する。

第481条の4（第481条第1項第1号の処分の請求についての訴訟書類等の閲覧、抄録等）

1 弁護士は、第481条第1項第1号の事件については、一件記録及び証拠物を閲覧し、並びに抄録、複製または録画をすることができる。

2 処分を受けた者は、第481条第1項第1号の事件については、費用の予納によって、法院に対して一件記録及び証拠物の写しの交付を請求することができる。ただし、次の事情のいずれかがあり、検察官があらためて別の請求書に理由及び制限の範囲を記載し、法院に対して、処分を受けた者に知らせることを制限することを請求するときは、法院は、これを制限することができる。

一 他人の生命、身体、プライバシーまたは業務上の秘密に危害が加えられるおそれがあると認めるに足りる事実がある。

二 処分を受けた者の医療を妨げるおそれがあると認めるに足りる事実がある。

3 処分を受けた者は、第481条第1項第1号の事件については、法院の許可を得た場合には、一件記録及び証拠物の安全の確保を前提に、これを閲覧することができる。ただし、前項ただし書の事情があるとき、または防御権を有効に行行使するため必要でないときは、法院は、これを制限することができる。

4 前2項ただし書によりした制限に対しては、抗告を提起することができる。

5 第1項及び第2項の一件記録及び証拠物の内容を所持する者は、当該内容を不当な目的で、使用してはならない。

6 第1項ないし第3項により一件記録及び証拠物の閲覧、抄録、複製もしくは録画をすることができるときは、本条に別段の規定があるものを除き、第38条の1に規定する規則を準用する。

第481条の5（第481条第1項第1号の処分の請求についての処分を受けた者の召喚等）

1 法院は、第481条第1項第1号に挙げる処分の請求を受理した場合は、明らかに必要がないときを除き、期日を指定し、処分を受けた者を召喚し、検察官、弁護人、補佐人に通知しなければならない。

2 前項の期日において、検察官は、出席して意見を陳述することができる。ただし、法院が必要のあると認めるときは、検察官は、出席して請求の理由を陳述、または必要な証拠を提出しなければならない。

3 法院は、出頭した処分を受けた者、弁護人、または補佐人に意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、召喚、通知が適法にされた上で、正当な理由なく出頭しないとき、または出頭を希望しない旨の届け出をしたときは、この限りでない。

第481条の6（第481条第1項第2号の処分の請求についての処理）

1 法院は、第481条第1項第2号に挙げる処分の請求を受理したときに、次の事情のいずれかがある場合は、前3条の規定を準用する。

一 検察官が刑法第91条の1第2項により強制治療を停止することを請求するとき。

二 その他法院が必要のあると認めるとき。

2 前項に定める事情のいずれかがあるときを除き、法院は、適当と認めるときに、決定する前に、処分を受けた者または弁護人に口頭または書面で意見を陳述する機会を与えることができる。

3 刑法第91条の1第2項の鑑定により、強制治療を継続する必要がないと評価されながら、検察官がなお強制治療の執行指揮を継続した場合に、処分を受けた者が第484条により異議の申立てをしたときは、明らかに必要がないときを除き、前3条の規定を準用する。

第481条の7（第481条第2項及び第3項の処分の請求についての処理）

法院は、第481条第2項及び第3項に挙げる処分の請求を受理するときは、次の規定を準用して処理しなければならない。

一 人身の自由を制限する保安処分の言渡しを請求するときは、第481条の
(阪大法学) 74 (6-214) 1602 [2025.3]

3 ないし第481条の5の規定を準用する。

二 人身の自由を制限しない保安処分の言渡しを請求するときは、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

第482条（訓戒をもって換刑するものの執行）

刑法第43条により訓戒をもって換刑するときは、檢察官がこれを執行する。

第483条（有罪裁判の文言の疑義申立て）

当事者は、有罪裁判の文言について疑義があるときは、当該裁判を言い渡した法院に対して疑義を申し立てることができる。

第484条（檢察官の執行指揮の異議申立て）

受刑者またはその法定代理人もしくは配偶者は、檢察官の執行指揮を不当とするときは、当該裁判を言い渡した法院に対して異議を申し立てることができる。

第485条（疑義、異議の申立てとその取下げ）

- 1 疑義または異議の申立ては、書面で行わなければならない。
- 2 疑義または異議の申立ては、裁判をする前に、書面で行うことができる。
- 3 第351条の規定は、疑義また異議の申立て及び取下げについてこれを準用する。

第486条（疑義、異議の申立てについての決定）

法院は、疑義または異議の申立てについてこれを決定しなければならない。

第九編 附帯民事訴訟

第487条（附帯民事訴訟の当事者と請求の範囲）

- 1 犯罪によって損害を受けた者は、刑事訴訟手続に附帯して民事訴訟を提起し、被告人及び民法により賠償責任を負う者に対して、その損害の回復を請求することができる。
- 2 前項の請求の範囲は、民法の規定による。

第488条（附帯民事訴訟提起の時期）

附帯民事訴訟の提起は、刑事訴訟が起訴された後、第二審の弁論終結前に、こ

翻 訳

れを行わなければならない。ただし、第一審の弁論終結後の控訴提起前に、提起をすることはできない。

第489条（附帯民事訴訟の管轄）

1 法院は、刑事訴訟について第6条第2項、第8条ないし第10条の決定をするときは、附帯民事訴訟については、同一の決定があるものとみなす。

2 刑事訴訟について管轄違い及び当該事件の移送を言い渡すときは、併せて附帯民事訴訟についても同一の言渡しをしなければならない。

第490条（刑事訴訟に関する規定の準用）

附帯民事訴訟については、本編に特段の規定があるものを除き、刑事訴訟についての規定を準用する。ただし、民事廷に移送、差戻しまたは送付した後は、民事訴訟法を適用しなければならない。

第491条（民事訴訟法の準用）

民事訴訟法の次の事項に関する規定は、附帯民事訴訟についてこれを準用する。

- 一 当事者能力及び訴訟能力。
 - 二 共同訴訟。
 - 三 訴訟参加。
 - 四 訴訟代理人及び補佐人。
 - 五 訴訟手続の停止。
 - 六 当事者本人の出頭。
 - 七 和解。
 - 八 放棄に基づく判決。
 - 九 訴訟及び上訴または抗告の取下げ。
- 一〇 仮差押、仮処分及び仮執行。

第492条（附帯民事訴訟提起の方式①）

1 附帯民事訴訟を提起するには、訴状を法院に提出してこれを行わなければならない。

2 前項の訴状については、民事訴訟法の規定を準用する。

第493条（訴状及び準備書面の送達）

訴状及び各当事者の訴訟準備の書面は、相手方の人数に応じて謄本を提出し、

法院により相手方に送達されなければならない。

第494条（刑事訴訟の公判期日の当事者及び関係者の召喚）

刑事訴訟の公判期日には、附帯民事訴訟の当事者及び関係者を召喚することができる。

第495条（附帯民事訴訟提起の方式②）

1 原告は、公判期日に出頭するときに、口頭で附帯民事訴訟を提起することができる。

2 口頭で起訴をするときは、訴状に表明すべき事項を陳述し、調書に記載しなければならない。

3 第41条第2項ないし第4項の規定は、前項の調書についてこれを準用する。

4 原告が口頭で起訴したが、相手方が出頭しなかったとき、または出頭したにもかかわらず、調書の送達を請求するときは、調書を相手方に送達しなければならない。

第496条（附帯民事訴訟審理の時期）

附帯民事訴訟の審理は、刑事訴訟を審理した後にこれを行わなければならない。ただし、審判長が適当と認めるときは、同時に調査をすることができる。

第497条（検察官の関与）

検察官は、附帯民事訴訟の審判に関与することを要しない。

第498条（当事者の陳述を待たない判決）

当事者が、召喚が適法にされた上で、正当な理由なく出頭しないとき、または出頭したにもかかわらず、弁論をしないときは、その陳述を待たず直ちに判決をすることができ、それが許可を受けず退廷したときも、同様である。

第499条（証拠調べの方法）

1 刑事訴訟について取り調べた証拠は、附帯民事訴訟についても取り調べたものとみなす。

2 前項の取調べについては、附帯民事訴訟の当事者または代理人は、意見を陳述することができる。

第500条（事実の認定）

附帯民事訴訟の判決は、刑事訴訟の判決が認定する事実を根拠としなければな

らない。ただし、放棄に基づいて判決をするときは、この限りでない。

第501条（附帯民事訴訟判決の時期）

附帯民事訴訟は、刑事訴訟と同時に判決をしなければならない。

第502条（附帯民事訴訟の裁判①——棄却、敗訴）

1 法院は、原告の訴えを不適法または理由がないと認めるときは、判決でこれを棄却しなければならない。

2 原告の訴えを理由があると認めるときは、その請求に関する申立てにより被告敗訴の判決をしなければならない。

第503条（附帯民事訴訟の裁判②——却下、移送Ⅰ）

1 刑事訴訟について無罪、免訴または不受理の判決を言い渡すときは、判決で原告の訴えを却下しなければならない。ただし、原告が請求するときは、附帯民事訴訟を管轄法院の民事廷に移送しなければならない。

2 前項の判決は、刑事訴訟の判決に対して上訴があるときでなければ、上訴をすることはできない。

3 第1項ただし書の移送事件については、訴訟費用を納付しなければならない。

4 自訴事件について決定により自訴を却下するときは、決定で原告の訴えを却下するとともに、前3項の規定を準用する。

第504条（附帯民事訴訟の裁判③——移送Ⅱ）

1 法院は、附帯民事訴訟が確かに煩雑で長期間でなければその審判を終結することができないと認める場合には、合議体をもって、当該法院の民事廷に移送することを決定することができ、員数不足によって合議をすることができないときは、院長がこれを決定する。

2 前項の移送事件については、訴訟費用の納付を免ずる。

3 第1項の決定に対しては、抗告をすることはできない。

第505条（附帯民事訴訟の裁判④——移送Ⅲ）

1 簡易訴訟手続を適用する事件の附帯民事訴訟は、第501条または第504条の規定を準用する。

2 前項の移送事件については、訴訟費用の納付を免ずる。

3 第1項の決定に対しては、抗告をすることはできない。

第506条（第三審上告の制限）

1 刑事訴訟の第二審判決に対して第三審法院に上告をすることができないときは、その附帯民事訴訟の第二審判決に対して第三審法院に上告をすることができる。ただし、民事訴訟法第466条⁽⁴⁹⁾の制限を受けなければならない。

2 前項の上告は、民事廷がこれを審理する。

第507条（刑事訴訟の上告理由の引用）

刑事訴訟の第二審判決に対して第三審法院に上告をし、その附帯民事訴訟の判決に対して提起する上告については、刑事上告状の理由を引用するに資することがあるときは、上告の理由を記載しないことができる。

第508条（第三審上告の判決①——刑事訴訟の上告に理由のない場合）

第三審法院は、刑事訴訟の上告を理由がないと認めてこれを棄却するときは、事案の状況に応じて、附帯民事訴訟の上告について、次の判決をしなければならない。

一 附帯民事訴訟の原審判決に上告の理由となる法令違反がないときは、その上告を却下しなければならない。

二 附帯民事訴訟の原審判決に上告の理由となる法令違反があるときは、その判決を破棄し、当該事件について自ら判決をしなければならない。ただし、事実を審理する必要があるときは、当該事件を原審法院の民事廷に差し戻すまたは原審法院と同等の他の法院の民事廷に送付しなければならない。

第509条（第三審上告の判決②——刑事訴訟の上告に理由のある場合Ⅰ）

第三審法院は、刑事訴訟の上告を理由があると認め、原審判決を破棄して当該事件について自ら判決をするときは、事案の状況に応じて、附帯民事訴訟の上告について、次の判決をしなければならない。

一 刑事訴訟の判決の変更が附帯民事訴訟に影響を及ぼすとき、または附帯民事訴訟の原審判決に上告の理由となる法令違反があるときは、原審判決を破棄し、当該事件について自ら判決をしなければならない。ただし、事実を審理する必要があるときは、当該事件を原審法院の民事廷に差し戻す、または原審法院と同等の他の法院の民事廷に送付しなければならない。

二 刑事訴訟の判決の変更が附帯民事訴訟に影響がなく、かつ附帯民事訴訟の原審判決に上告の理由となる法令違反がないときは、上告を棄却しなければならない。

第510条（第三審上告の判決③——刑事訴訟の上告に理由のある場合Ⅱ）

第三審法院は、刑事訴訟の上告を理由があると認め、原審判決を破棄し、当該事件を原審法院に差し戻すとき、または原審法院または他の法院に送付するときは、併せて附帯民事訴訟の上告について同一の判決をしなければならない。

第511条（附帯民事訴訟の裁判④——移送Ⅳ）

1 法院は、附帯民事訴訟についてのみ審判をすべき場合には、決定で当該事件を当該法院の民事廷に移送しなければならない。ただし、附帯民事訴訟の上訴が不適法であるときは、この限りでない。

2 前項の決定に対しては、抗告をすることはできない。

第512条（附帯民事訴訟の再審）

附帯民事訴訟の判決に対して再審を請求するときは、民事訴訟法により原判決をした法院の民事廷に再審の訴えを提起しなければならない。

- (45) 刑法第80条第1項は、「追訴権は、次の期間内に起訴がない場合には消滅する。一 死刑、無期懲役または10年以上の有期懲役に当たる罪を犯した場合は、30年。ただし、死亡の結果が発生したときは、この限りでない。二 主刑が3年以上10年以下の有期懲役に当たる罪を犯したときは、20年。三 主刑が1年以上3年以下の有期懲役に当たる罪を犯したときは、10年。四 主刑が1年未満の有期懲役、拘留または罰金に当たる罪を犯したときは、5年」としている。
- (46) 刑法第41条第1項は、「主刑が5年以下の有期懲役以下の刑に当たる罪を犯し、6ヶ月以下の有期懲役または拘留の言渡しを受けたときは、1000新台幣ドル、2000新台幣ドルまたは3000新台幣ドルを1日に換算し、罰金に換刑することができる。ただし、罰金に換刑することでは、矯正の効果を収めがたい、または法秩序を維持することができないときは、この限りでない」とし、第2項は、「前項の規定により罰金に換刑することができるが、罰金に換刑することを請求しないときは、社会労働6時間を1日に換算し、社会労働に換刑することができる」とし、第3項は、「6ヶ月以下の有期懲役または拘留の言渡しを受け、第1項の罰金に換刑する規定に符合しないときは、前項の換算の規定により、社会労働に換刑することができる」としている。

- (47) 刑法第42条第1項は、「罰金は、裁判確定後2ヶ月以内に完納しなければならない。期間終了後完納しないときは、労役に換刑することができる。ただし、その経済または信用状況によって2ヶ月以内に完納することができないときは、期間終了後1年以内に分割納付を許すことができる。一度遅延して納付しなかったとき、または納付不足であったときは、その残りの完納しない罰金については、強制執行または労役に換刑する」とし、第2項は、「前項の規定により強制執行をすべきときは、執行に供する財産がないと確かめた時に、直ちに労役に換刑することができる」とし、第3項は、「労役に換刑する場合は、1000新台幣ドル、2000新台幣ドルまたは3000新台幣ドルを1日に換算する。ただし、労役の期限は、1年を超えてはならない」としている。
- (48) 刑法第42条の1第1項は、「罰金を労役に換刑するには、次の事情のいずれかがあるときを除き、社会労働6時間を1日に換算し、社会労働に換刑することができる。一 労役に換刑する期間が1年を超えたとき。二 入監して6ヶ月を超えた有期懲役が併科または併執行の罰金を執行するとき。三 心身健康の関係のため社会労働を執行することが明らかに困難であるとき」とし、第2項は、「前項の社会労働の履行期間は、3年を超えてはならない」としている。
- (49) 民事訴訟法第466条には、財産権に関する訴訟の第二審判決に対しては、上告によって受ける利益が100万新台幣ドルを超えないときは、原則として上告をすることができないこと等が定められている。

脱稿後、台湾刑法は、2024（民国113）年7月31日の法改正により、第70条の1（処分の徒過についての準用）、第一章の一 特殊強制処分（第153条の1ないし第153条の10）及び第245条の1（弁護人の立ち会い制限・禁止の救済）が新設され、第245条の一部が改正された。新設・改正された条文は、以下のとおりである。

刑事訴訟法 2024（民国113）年7月31日

新設：

第70条の1（処分の徒過についての準用）

第67条ないし第69条の規定は、檢察事務官、司法警察官または司法警察の処分の取消または変更の請求期限を徒過したときは、これを準用する。

第一章の二 特殊強制処分

第153条の1（位置の追跡）

1 犯情を調査し、証拠を収集するために必要と認めるときは、全地球測位システムまたはその他の個人の生体特徴の識別でない科学技術方法を使用し、被告人または犯罪嫌疑者の位置を追跡することができる。

2 第三者に対して前項の調査を実施するのは、被告人、犯罪嫌疑者、証人または差し押さえるべき物もしくは電磁的記録と関連性があると認めるに足りる相当な理由があるときに限る。

3 前2項の実施期間は、連続して24時間を超えてはならず、通じて2日を超えてはならず、実施当日が24時間未満であっても、1日として計算する。再度または継続して実施する必要があるときは、遅くとも再度の実施前または期間終了前に、検察官が職権により、または司法警察官が検察官に報告してその許可を得た後、書面をもって、第153条の5第1項各号の事項及び調査実施の必要性とその理由を記載し、管轄法院に対して、許可状の発布を請求しなければならない。

4 第1項、第2項の調査を実施する前に、実施期間が連続して24時間または通じて2日を超えると見込まれるときは、実施する前に、前項の規定により管轄法院に対して、許可状の発布を請求することができる。

5 前2項の法院の許可期間は、毎回30日を超えてはならない。継続して実施する必要があるときは、遅くとも期間終了の2日前に、検察官が職権により、または司法警察官が検察官に報告してその許可を得た後、書面をもって、具体的な理由を記載し、管轄法院に対して、許可状の発布を請求しなければならない。

第153条の2（移動通信機器の位置・機器の番号の調査）

1 犯情を調査し、証拠を収集するために必要と認めるときは、科学技術方法を使用し、被告人または犯罪嫌疑者が管理または使用する移動通信機器の位置、機器の番号または使用されるカードの番号を調査することができる。

2 第三者が管理または使用する移動通信機器の位置、機器の番号または使用されるカードの番号に対して前項の調査を実施するのは、被告人、犯罪嫌疑者、

証人または差し押さえるべき物もしくは電磁的記録と関連性があると認めるに足りる相当な理由があるときに限る。

3 前2項の場合は、検察官が職権により、または司法警察官が検察官に報告してその許可を得た後、書面をもって、第153条の5第1項各号の事項及び調査実施の必要性和その理由を記載し、管轄法院に対して、許可状の発布を請求しなければならない。

4 前項の許可期間は、毎回30日を超えてはならない。継続して実施する必要があるときは、遅くとも期間終了の2日前に、検察官が職権により、または司法警察官が検察官に報告してその許可を得た後、書面をもって、具体的な理由を記載し、管轄法院に対して、許可状の発布を請求しなければならない。

5 第1項、第2項の調査を実施するときに、技術的に避けられず、調査を受ける者以外の者の個人情報を取得する場合には、当該個人情報は、第1項、第2項の照合に供する目的を除き、使用してはならず、かつ調査実施終了後、速やかに削除しなければならない。

第153条の3（監視撮影）

1 主刑が5年以上の有期懲役の罪を調査するため、被告人または犯罪嫌疑者が管理または使用するプライバシーまたは秘密の合理的な期待が認められる空間内の人または物が本案に関連すると認めるに足りる相当な理由がある場合には、当該空間の外部から非物理的侵入性の科学技術方法を使用し、当該空間内の人または物を監視し、画像を撮影することができる。

2 第三者が管理または使用するプライバシーまたは秘密の合理的な期待が認められる空間内の人または物に対して前項の調査を実施するのは、被告人、犯罪嫌疑者、証人または差し押さえるべき物もしくは電磁的記録と関連性があると認めるに足りる相当な理由があるときに限る。

3 前2項の場合は、検察官が職権により、または司法警察官が検察官に報告してその許可を得た後、書面をもって、第153条の5第1項各号の事項及び調査実施の必要性和その理由を記載し、管轄法院に対して、許可状の発布を請求しなければならない。

4 前項の許可期間は、毎回30日を超えてはならない。継続して実施する必要

翻 訳

があるときは、遅くとも期間終了の2日前に、検察官が職権により、または司法警察官が検察官に報告してその許可を得た後、書面をもって、具体的な理由を記載し、管轄法院に対して、許可状の発布を請求しなければならない。

第153条の4（軍事上の秘密と監視撮影）

1 軍事上の秘密を要する場所については、管轄長官の許可を得なければ、前条の調査を実施することはできない。

2 前項の場合は、国の重大な利益を害するものがあるときを除き、拒むことはできない。

第153条の5（許可令状、許可状の方式）

1 第153条の1ないし第153条の3の許可状には、次の事項を記載しなければならない。

一 事案及び抵触した罰条。

二 調査を受ける者または物。ただし、調査を受ける者が明らかでないときは、記載を要しない。

三 使用する調査方法及び当該方法を使用し取得することができる物。

四 前号の調査で用いる装置または実施方法。

五 執行機関。

六 実施期間。

2 許可状を発布する手続は、これを公開しない。法院は、並びに許可状に執行する者に対して、適当な指示をすることができる。

3 第153条の1ないし第153条の3の請求が法院により却下されたときは、不服を申し立てることはできない。

4 検察官または許可状を発布した法官は、執行機関に対して、執行状況の報告を提出することを命ずることができる。執行機関は、執行期間内に、検察官または法官の指示により、報告書を作成し、執行行為の進捗状況及び執行を継続する必要性の有無を説明しなければならない。発布した法官は、並びに執行を継続すべきでない状況を発見したときは、発行した許可を取り消すことができる。

5 第128条の2の規定は、本章の定める調査を実施するときは、これを準用

する。

第153条の6（緊急監視撮影）

1 次の事情のいずれかがあるときは、検察官、検察事務官、司法警察官または司法警察は、状況が急迫であると認める相当な理由があり、即時に実施する必要がある場合、直ちに実施することができ、並びに執行後3日以内に各規定により、書面をもって、管轄法院に対して、許可状の発布を追って請求しなければならない。

一 第153条の1の調査の実施が連続して24時間または通じて2日を超え、実施当日が24時間未満であっても、1日として計算する。

二 第153条の2、第153条の3の調査の実施。

2 前項の調査は、次の事情のいずれかがあるときは、直ちに実施を停止しなければならない。

一 検察官が許可せず、または報告した日から3日を超えても許可の決定をしないとき。

二 法院が許可状を追って発布せず、または請求した日から3日を超えても許可の決定を追ってしないとき。

3 法院が許可状を追って発布するときは、実施期間は、実施した日から起算する。

4 第1項の請求が法院により却下されたときは、不服を申し立てることはできない。

第153条の7（監視撮影後の通知）

1 法院が第153条の1ないし第153条の3及び前条により発布し、また追って発布する許可状の調査の実施が終了し、または前条第2項により実施を停止した後、執行機関が調査を受ける者の氏名、住所または居所、許可状発布機関文号、実際の調査期間、調査目的に関する資料取得の有無及び救済手続を記載し、管轄検察官及び法院に報告し、法院は、調査を受ける者に通知しなければならない。通知が調査目的を妨げるおそれがあり、または通知が明らかに困難であり、若しくは通知することができないと認めるときは、併せて報告しなければならない。

翻 訳

2 調査が終了し、実施が停止した後、実施機関が1ヶ月を超えても前項の報告をしないときは、法院は、14日以内に自ら調査を受ける者に通知しなければならない。ただし、通知が明らかに困難であり、または通知することができないときは、法院は、調査を受ける者に通知しないことができる。

3 法院は、第1項の報告に対しては、通知が調査目的を妨げるおそれがあり、または通知が明らかに困難であり、若しくは通知することができない具体的な理由があると認める場合を除き、調査を受ける者に通知しなければならない。

4 第1項の通知を行わない原因がなくなった後、執行機関は、法院に報告し、追って通知しなければならない。原因がなくなるときは、第1項の報告の後、3ヶ月ごとに、法院にそのなくなる事柄を報告しなければならない。期間を超えても報告しないときは、法院は、14日以内に自ら調査を受ける者に通知しなければならない。

5 第153条の1の調査の実施が連続して24時間または通じて2日を超えないときは、調査目的を妨げるおそれがあり、または通知が明らかに困難であり、若しくは通知することができない場合を除き、執行機関は、1ヶ月以内に調査を受ける者の氏名、住所または居所、実際の調査期間、調査目的に関する資料取得の有無及び救済手続を記載し、調査を受ける者に通知しなければならない。並びに3ヶ月ごとに、通知しない事柄がなくなるかどうかを勘案し、通知を行わない事柄がなくなったときは、直ちに調査を受ける者に通知しなければならない。

第153条の8（監視撮影資料の使用）

1 第153条の1ないし第153条の3及び第153条の6の調査を実施することによって得た資料については、本案に関わるときは、法律に別段の規定があるものを除き、当該事件の一件記録を留置し、本案の捜査、審判の使用に供しなければならない。その他の手続の証拠またはその他の用途で用いることはできない。

2 第153条の1ないし第153条の3及び第153条の6の調査を実施することによって得たその他の事件の資料については、証拠とすることはできない。ただし、実施期間終了後30日以内に法院に追って報告し、並びに法院は当該事件が

本案と関連性があると認め、または主刑が5年以上の有期懲役の罪であるときは、この限りでない。

3 第153条の1ないし第153条の3及び第153条の6の調査を実施することによって得た資料については、前2項の事情に符合する場合を除き、直ちにこれを破棄または削除しなければならず、司法の捜査、審判、その他の手続の証拠またはその他の用途で用いることはできない。ただし、別件の捜査の使用に供したときは、この限りでない。

4 第2項の報告が法院により却下されたときは、不服を申し立てることはできない。

第153条の9（監視撮影権）

刑事裁判を執行するには、法律に別段の規定があるものを除き、法官、檢察官、檢察事務官、司法警察官または司法警察は、本章の規定により調査を実施することができる。

第153条の10（監視撮影処分の抗告）

1 調査を受ける者及び被告人または犯罪嫌疑者の弁護人は、法官、檢察官が本章によりした決定または処分に対しては、当該管轄法院に抗告を提起し、またはこれを取り消すこともしくは変更することを請求することができる。

2 前項の抗告期間または請求期間は、10日とし、送達後から起算する。法院は、執行が終結し実益がないことを理由として却下することができない。

3 第409条ないし第414条、第417条、第418条第2項の規定は、本条についてこれを準用する。

4 第1項の決定に対しては、抗告をすることはできない。

5 本章により調査実施の方法、得た資料の保存、管理及び破棄、報告、通知、救済、監督及びその他関連する事項の弁法は、司法院が行政院と協議してこれを定める。

第245条の1（弁護人の立ち会い制限・禁止の救済）

1 被告人、犯罪嫌疑者及びその弁護人は、前条第2項ただし書の制限または禁止に対して不服があるときは、管轄法院に対して、これを取り消すこと、または変更することを請求することができる。

翻 訳

2 前項の請求期間は、10日とし、制限または禁止をした日から起算し、それを送達するときは、送達後から起算する。法院は、執行が終結し実益がないことを理由として却下することができない。

3 第409条ないし第414条、第417条、第418条第2項の規定は、本条についてこれを準用する。

4 第1項の決定に対しては、抗告をすることはできない。

改正：

第245条（捜査非公開の原則）

1 捜査は、これを公開しない。

2 被告人または犯罪嫌疑者の弁護人は、検察官、検察事務官、司法警察官または司法警察が当該被告人または犯罪嫌疑者を尋問する時に、立ち会うことができ、**並びに筆記し、意見を陳述することができる。**ただし、**その立ち会いが**国家機密を害し、または証拠の隠滅、偽造、変造または共犯もしくは証人と結託し、または他人の名誉を害するおそれがあると認めるに足りる事実があり、またはその行為が不当で捜査の秩序に影響を与えるに足りるときは、これを制限または禁止することができる。

3 前項の制限または禁止の事由は、調書に明記しなければならない。

4 検察官、検察事務官、司法警察官または司法警察は、第2項ただし書により弁護人の立ち会いを禁止することによって、被告人または犯罪嫌疑者にその他の弁護人の付き添いがなくなる場合には、第95条第1項第2号、第3号の事項をさらに告知しなければならない。

~~3~~→5 検察官、検察事務官、司法警察官、司法警察、弁護人、告訴代理人またはその他捜査の手續において法により職務を執行する者は、法令により、または公共の利益を維持し、若しくは適法な權益を保護するについて必要があるときを除き、捜査中に職務を執行することによって知り得た事項について、公開または法定の職務を執行するについて必要な範囲以外の者に漏らしてはならない。

~~4~~→6 捜査中に、被告人または犯罪嫌疑者を尋問するときは、尋問の日、時

及び場所を弁護人に通知しなければならない。ただし、事情が急迫であるときは、この限りでない。

5→7 第1項の捜査非公開作業の弁法は、司法院が行政院と協議してこれを定める。